

医療機関・薬局向け

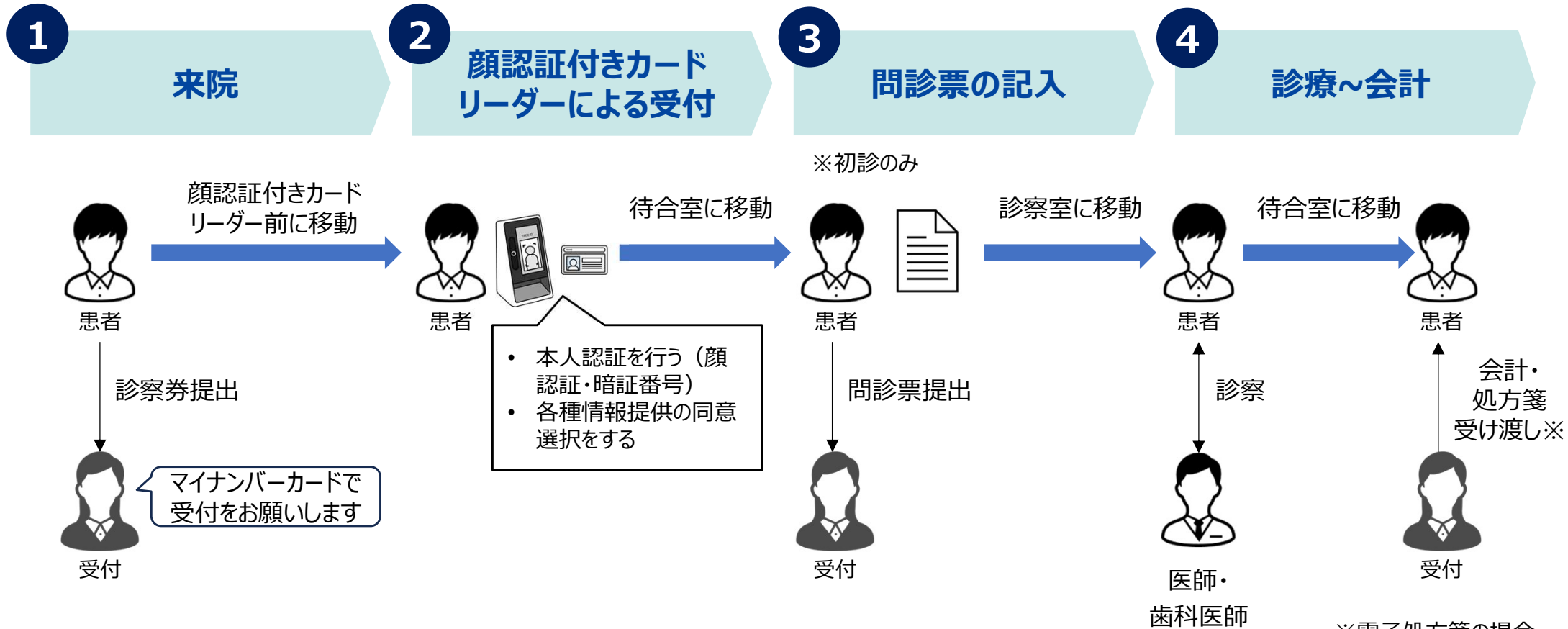
**マイナ保険証を基本とする仕組みに
本格移行することに伴い、
運用整備をお願いいたします**

令和8年3月 1.1版



- 従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行することとしています。
- 従来の健康保険証は、有効期限までの間最長1年間（最長令和7年12月1日まで）使用できることとしているため、令和7年12月2日以降、マイナ保険証の利用者数、顔認証付きカードリーダーによる受付者数が急増することが見込まれます。
※マイナ保険証を持っていない方は、資格確認書が交付され、従来の健康保険証と同様に使用することが可
- 本書では、マイナ保険証を使用した受付をより円滑に行うための医療機関・薬局における運用のポイント、患者への案内のポイントをお示ししておりますので、本資料を参考の上、令和7年12月2日に向けて、院内・薬局内で改めて運用整備及び確認をお願いいたします。

マイナ保険証使用時の基本的なフロー（病院・診療所）



Point 1:11月に患者が健康保険証で受付を行った場合
➡p.4

Tips1: 顔認証付きカードリーダーに患者が並んでいる場合
➡p.11

Point 2:患者が顔認証付きカードリーダーの操作を行うことが難しい場合
➡p.5

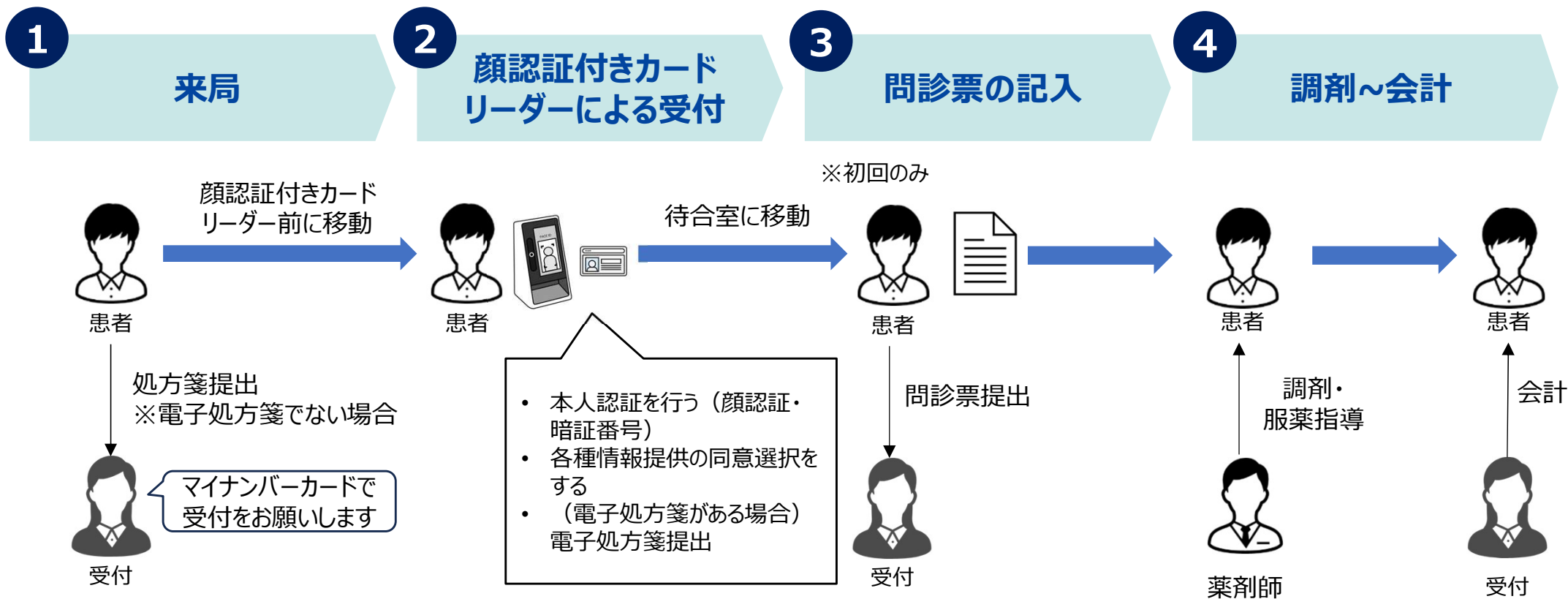
Point 3:何らかの事情でマイナ保険証で受付が出来ない場合
➡p.7

Point 4:有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせを患者が提示した場合
➡p.9

Tips2: 問診票の記載内容のアップデート
➡p.12

※電子処方箋の場合、処方内容（控え）は必ずしも手交を要しない。

マイナ保険証使用時の基本的なフロー（薬局）



Point 1:11月に患者が健康保険証で受付を行った場合

➡p.4

Tips1: 顔認証付きカードリーダーに患者が並んでいる場合

➡p.11

Point 2:患者が顔認証付きカードリーダーの操作を行うことが難しい場合

➡p.5

Point 3:何らかの事情でマイナ保険証で受付が出来ない場合

➡p.7

Point 4:有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせを患者が提示した場合

➡p.9

Point 5:[電子処方箋対応薬局]何らかの事情でマイナ保険証で受付できなかった場合

➡p.10

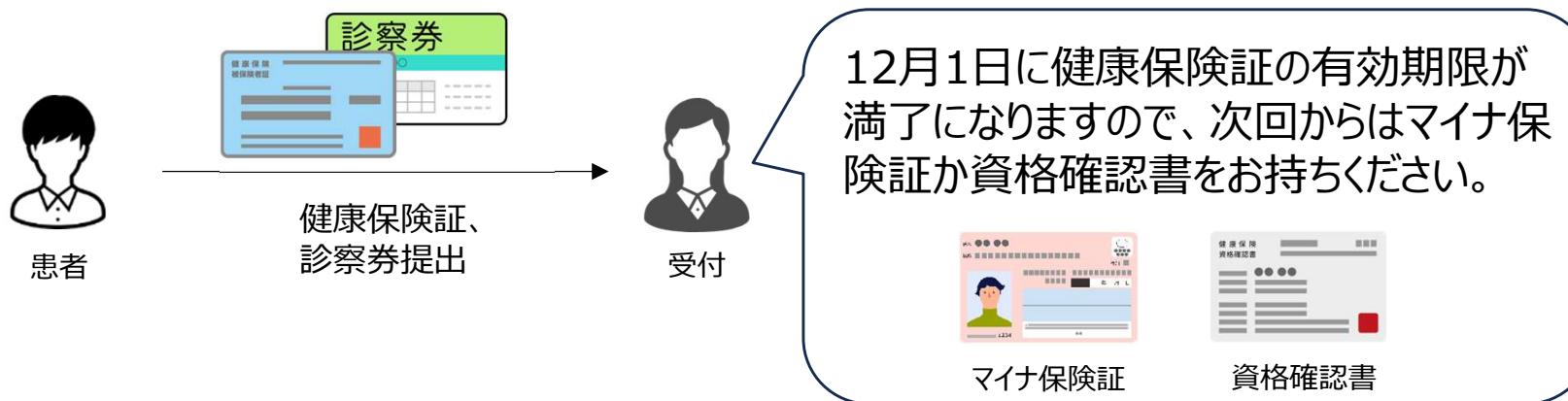
Tips2: 問診票の記載内容のアップデート

➡p.12

Point 1: 11月に患者が健康保険証で受付を行った場合

11月に健康保険証で受付を行った患者に対し、令和7年12月2日以降は、マイナ保険証または資格確認書をご持参いただくよう、ご案内をお願いいたします。

来院時



患者から、マイナ保険証が利用できるか分からない旨の照会を受けた場合は、利用登録状況の確認、利用登録共に医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーやマイナポータルでできることをお伝えください。

利用登録状況の確認、利用登録の方法の詳細は以下のページからご確認いただけます。

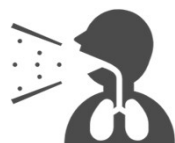
[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)

Point 2:患者が顔認証付きカードリーダーの操作を行うことができない、難しい場合

目視確認モードを使用することで、職員の目視で本人確認が可能です。使用にあたっては、事前準備が必要です。対応をお願いします。

また、職員がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の支援を行うことは問題ありません。

よくあるシチュエーション



体調が悪く、ずっと立って操作するのが難しい。



顔認証がうまくいかないが、暗証番号も忘れてしまった。



子供の体調が悪い。顔認証ができる状態ではないし、子供の暗証番号は覚えていない。



操作がよくわからない。



障害や怪我等により、自分でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにおくことが難しい。

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードを使用し、目視で本人確認を行ってください。

※職員の顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用可能ですが、事前準備が必要です。

➡詳細p.6

職員がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の支援を行うことは、差し支えありません。

目視確認モード使用時の流れ

目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムのアカウントごとにパスコードの発行が必要になります。

1

顔認証付きカードリーダーの画面で《職員用ボタン》を選択してください。

職員用ボタン

●●●病院

マイナンバーカードを置いてください。

2

事前に発行された目視確認用パスコードを入力してください。

目視確認用パスコードを入力してください

● ● ● ●

1	2	3
4	5	6
7	8	9
0	中止	

3

職員が顔写真を目視で確認して本人確認を行い患者にマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことをご案内ください。

資格確認を開始します。

目視で本人確認を行いマイナンバーカードを置いてください。

③以降は通常どおりの同意画面に遷移します

以下の資料を参照の上、目視確認モードの事前準備をお願いします。

厚生労働省HP

[目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）](#)

医療機関等向け総合ポータルサイト

[【お知らせ】オンライン資格確認等システムにおける目視モード改善対応について](#)

利用している医療機関・薬局の声




目視確認モードは、主に救急外来の方に使っており、外来でも車椅子の方などの資格確認の際に利用している。**モードの切り替えがスムーズになったためとても助かっている。**目視確認モードを使い、患者にマイナ保険証を使ってもらうことで、**過去の薬歴情報が見れるのでとても助かっている。**




顔認証などができない患者について、手間を考え今まで目視確認モードは利用しておらず、保険証を出してもらっていたが、**使いやすくなったため目視確認モードを使ってマイナ保険証で資格確認を行うようになった。**マイナ保険証を使ってもらうことで**薬剤情報を閲覧できるようになったのでとても助かっている。**

Point 3:何らかの事情でマイナ保険証で受付が出来ない場合

患者が適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられるよう、ご対応をお願いします。

 マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ない**
→①～④いずれかの方法で資格確認
※最新の資格情報が確認できない場合、①では確認できません

 マイナ保険証（スマートフォン）を提示したが、**受付が出来ない**
→①の方法で資格確認
※マイナンバーカードを持参している場合は、マイナンバーカードでの資格確認も可能


- <受付ができないケース（例）>
- ・資格確認の結果、有効な資格があるにも関わらず、「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示される
 - ・マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限切れ
 - ・患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、マイナンバーカードがロック
 - ・カードリーダー等の機器不良
 - ・ICチップの破損・汚れ
 - ・ネットワークの不具合
 - ・停電
 - ・スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない等

1 **マイナポータル
の資格情報画面を表示**

マイナンバーカード利用時
マイナンバーカードと合わせて提示。事前にダウンロードしたPDFファイルの利用も可能

スマートフォン利用時
その場でマイナポータルにログインし、資格情報の画面を表示

2 **資格情報のお知らせ**

資格情報のお知らせ ●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
+ 
受診の際マイナ保険証が必要

①または②で資格確認が行えない場合

再診の場合

3 **口頭確認**

施設側で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員より口頭で確認

初診の場合

4 **被保険者資格申立書**

被保険者資格申立書
署名 山田太郎

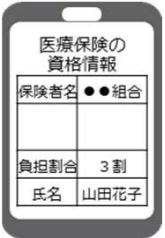
被保険者資格申立書は [こちら](#)からダウンロード可能です。

● 医療扶助においては、紙の医療券・調剤券を患者が所持している場合、紙の医療券・調剤券で資格確認を行ってください。患者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。

何らかの事情でマイナ保険証で受付が出来なかった場合のレセプト請求方法

資格確認方法

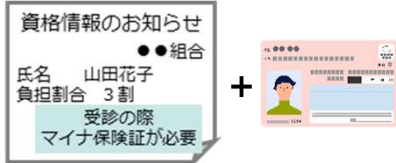
1 **マイナポータル
資格情報画面を表示**



マイナンバーカード利用時
マイナンバーカードと合わせて提示。事前にダウンロードしたPDFファイルの利用も可能

スマートフォン利用時
その場でマイナポータルにログインし、資格情報の画面を表示

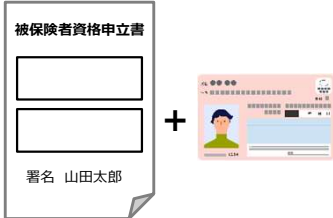
2 **資格情報のお知らせ**



3 **口頭確認**

施設側で資格確認に必要な情報を把握しており、職員より口頭で確認

4 **被保険者資格申立書**



レセプト請求方法

①②で確認した被保険者番号等を入力してレセプト請求を実施

A→B→Cの順に可能な方法を選択してレセプト請求を実施

- A) **現資格**：患者からの聞き取り等で確認できた「**現在**」の被保険者番号等を入力する
- B) **旧資格**：オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「**過去の**」被保険者番号等を入力する
⇒資格（無効）の場合には、喪失した「旧資格」の情報で請求してください
- C) **不詳**：被保険者資格申立書に記載された**患者の住所・連絡先等**を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は、**不詳**として「7」を必要な桁数分入力する
⇒資格情報なしの場合には、「**不詳レセプト**」として請求してください。

Point 4:有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせを患者が提示した場合

令和7年12月2日以降、有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせの窓口提示が増えると想定されますので、以下の対応をお願いします。

また、患者に次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけをお願いします。

有効期限切れの健康保険証又は資格情報のお知らせを提示

マイナ保険証又は資格確認書を持っている場合

マイナ保険証での受付又は資格確認書に記載の情報を基に、オンライン資格確認を行ってください。

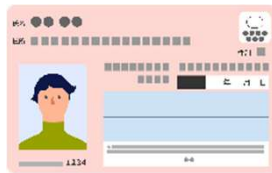
持っていない場合

令和8年7月31日までに限り、患者が持参した「有効期限切れの健康保険証」、「資格情報のお知らせ」から確認できた被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担額を求めてレセプト請求を行うことも可。

患者に次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくようお願いください。

Point 5:【電子処方箋対応薬局】何らかの事情でマイナ保険証で受付できなかった場合

電子処方箋が発行されている患者について、お薬の受け取りができるよう以下の対応をお願いします。



マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ず、顔認証付きカードリーダーの操作で電子処方箋を提出できない**

p.5の方法で資格確認を行った上で
患者が処方内容（控え）を

持っている

持っていない

処方内容（控え）の
情報で取得

記載されている資格情報
及び引換番号を
薬局システム等に入力



引換番号の入手

- マイナポータルで確認
- 薬局又は患者から病院・診療所へ
引換番号を問い合わせ

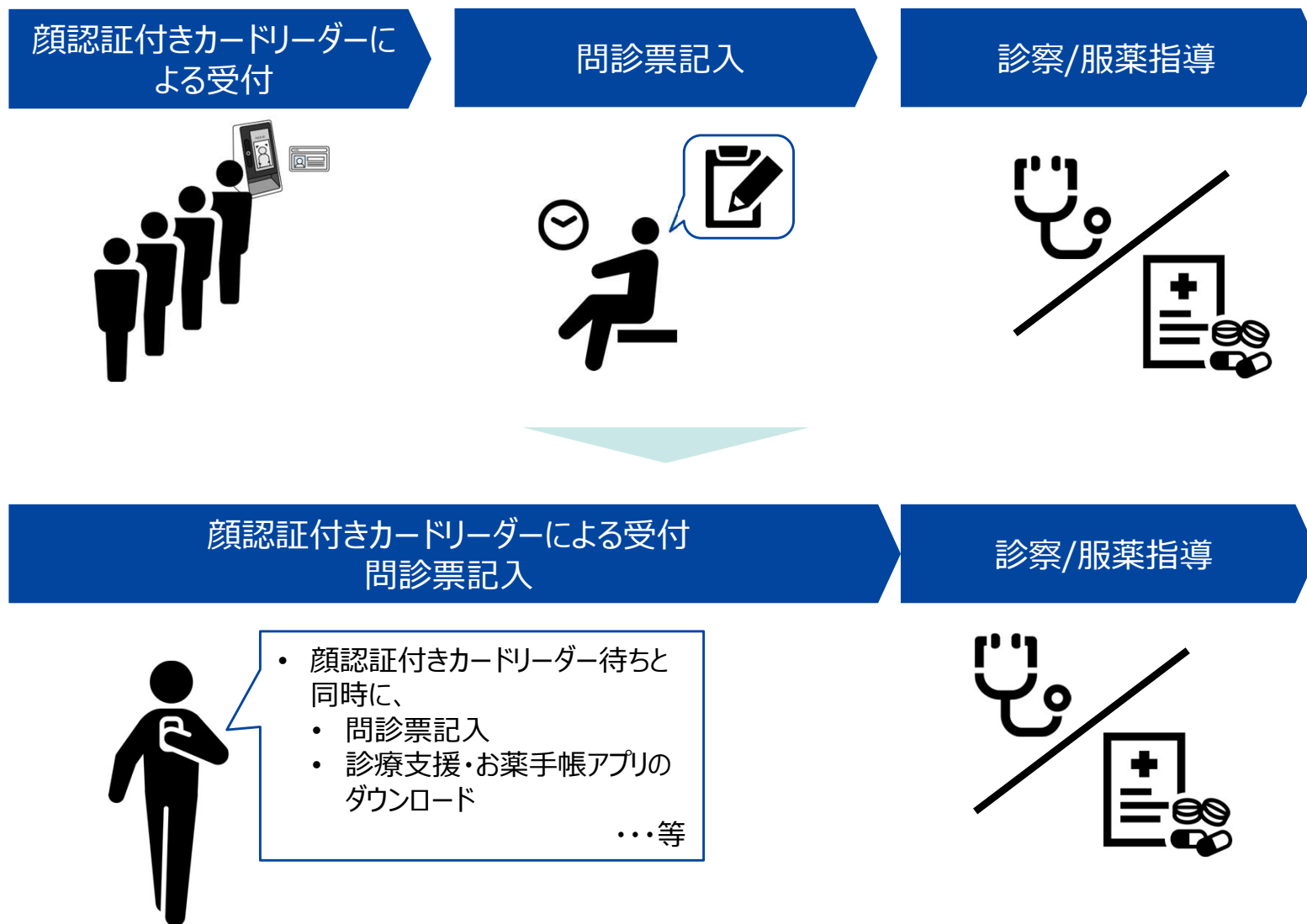
※電子処方箋管理サービス、薬局システムの障害で、
そもそも引換番号の入力で電子処方箋の取得が行えない
場合、以下のどちらかの対応を行う。以下の対応とともに、
処方箋発行元の病院・診療所へ、電子処方箋管理
サービスへ登録した電子処方箋を取り消すよう依頼。

- ① 患者に、発行元の病院・診療所から従来どおりの紙の
処方箋を取得するよう依頼。
- ② 薬局から発行元の病院・診療所へ処方内容を照会し、
FAX 等で受領した内容を基に調剤を行う。別途、病
院・診療所から、従来どおりの紙の処方箋を郵送等の
手段で入手し、確認を行う。

Tips1: 顔認証付きカードリーダーに患者が並んでいる場合

顔認証付きカードリーダーに患者が並んでいる場合、医療機関等の運用に応じて、並行して問診票等への入力を行うことなどにより、待ち時間を短縮いただくことも可能です。

イメージ



Tips2: 問診票の記載内容のアップデート

問診票の記載内容については、オンライン資格確認で取得できる項目を踏まえ、適宜見直し、省略していただくことも可能です。

オンライン資格確認によって確認できる患者基本情報

- 氏名
- 氏名カナ
- 氏名（その他）
- 氏名カナ（その他）
- 性別1
- 性別2
- 生年月日
- 住所 郵便番号

患者がマイナ保険証による以下の情報取得に同意していれば、取得した情報から、問診票で患者の回答が漏れてしまった内容を確認できる場合もあります。

- 薬剤情報
- 診療情報（手術情報含む）
- 特定健診情報
- 処方・調剤情報（電子処方箋対応機関のみ）
※電子処方箋に対応した医療機関・薬局の処方・調剤情報を対象に、リアルタイムに確認可
※薬剤情報と処方・調剤情報の違いは次頁にて説明

※薬局において電子処方箋の導入が進んでいる地域では、服用しているOTC医薬品の情報を問診票で取得し、他薬局で調剤されたお薬情報はシステムで確認することで、問診票項目の効率化を図れる可能性があります。地域内で連携の上、ご確認ください。

（参考）医療情報取得加算を算定する 医療機関における初診時の標準的な問診票の項目

（別紙様式 54）

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報取得加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

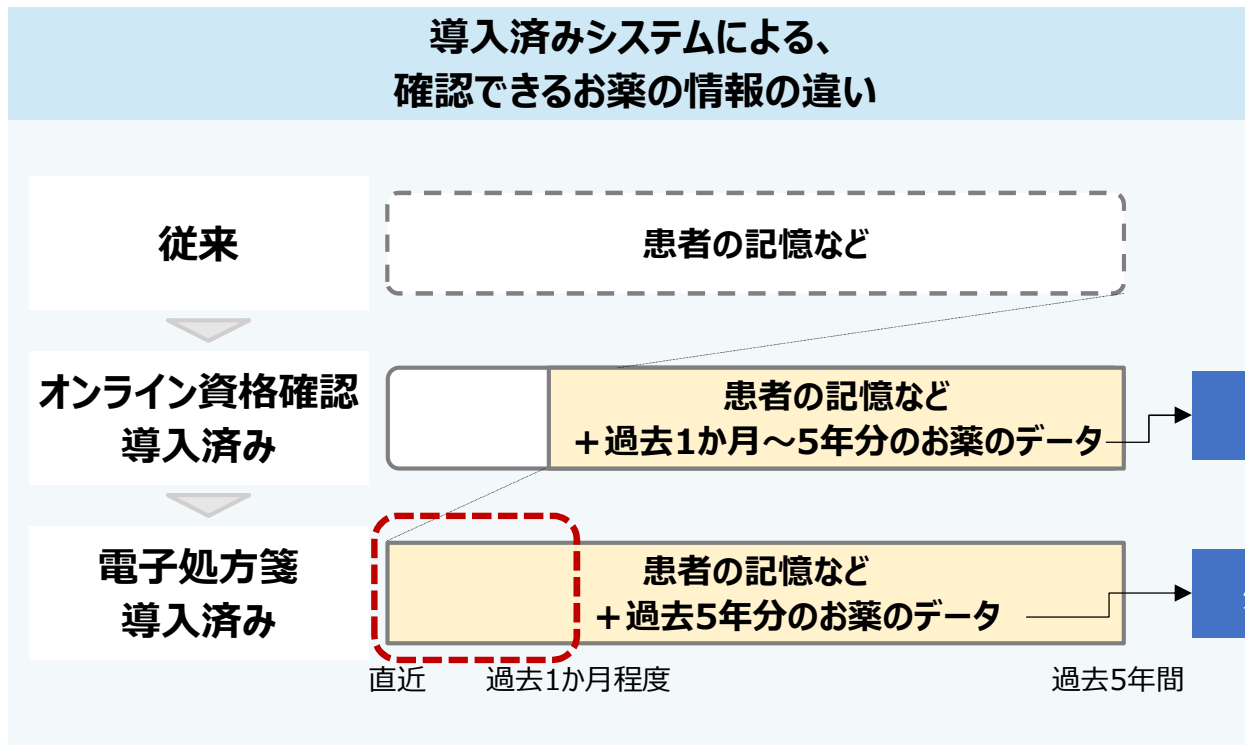
- マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
- 他の医療機関からの紹介状を持っているか
- 本日受診した症状について
 - ・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているか
 - ・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能）
 - ・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
 - ・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能）
 - ・・・受診時期、指摘事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
 - ・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
 - ・・・妊娠週数 等

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。


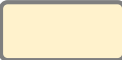
- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

（記載例）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。



凡例

-  お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報
-  電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

電子処方箋導入施設では処方・調剤した薬剤情報が電子処方箋管理サービスに即時に反映されることから、患者の“直近の”薬剤情報まで確認できるようになります。